

第3回青森県原子力政策懇話会専門家会合

日時：令和2年3月24日（火）

13:30～

場所：31ビルレッジ八重洲C会議室

次 第

1 開 会

2 挨 捶

3 出席者紹介

4 案 件

リサイクル燃料備蓄センターの設計基準への対応等について

5 閉 会

第3回青森県原子力政策懇話会専門家会合 出席者名簿

○青森県原子力政策懇話会委員 専門家委員

稻垣 八穂広 九州大学大学院工学研究院
エネルギー量子工学部門 准教授

奥村 晃史 広島大学大学院文学研究科 教授

柿沼 志津子 量子科学技術研究開発機構 量子医学・医療部門
放射線医学総合研究所 副所長

木村 浩 特定非営利活動法人パブリック・アウトーチ 代表理事

佐藤 正知 北海道大学 名誉教授

高橋 信 東北大学大学院工学研究科
技術社会システム専攻兼量子エネルギー工学専攻 教授

三浦 信之 日本原子力研究開発機構 執行役
バックエンド統括本部長代理

○リサイクル燃料貯蔵株式会社

青木 裕 取締役 技術安全部長 兼 貯蔵保全部長

三枝 利家 品質保証部長 兼 安全審査担当

竹内 雅之 土木・建築担当

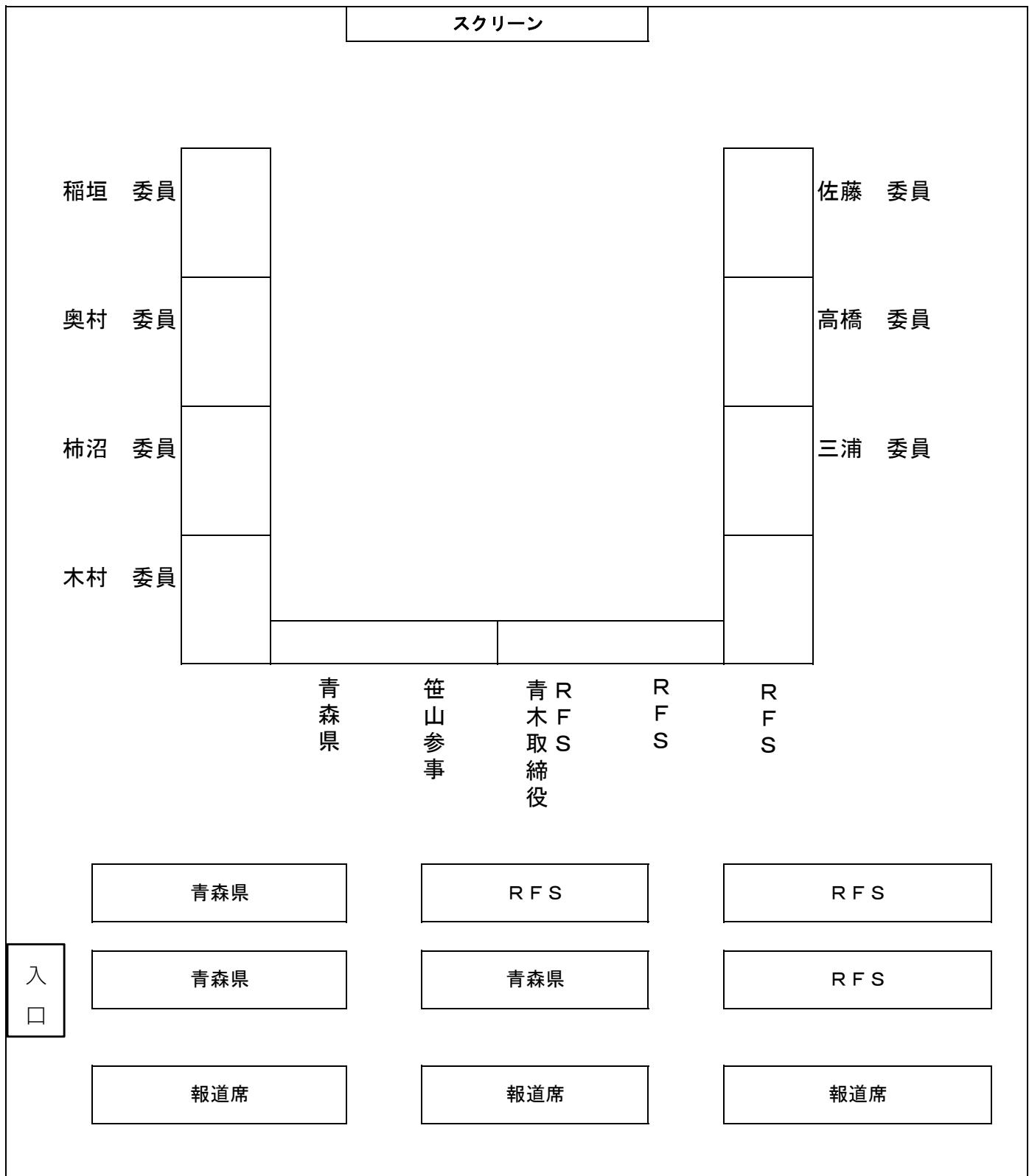
一杉 義美 地域交流部長

○青森県 危機管理局 原子力施設安全検証プロジェクトチーム

笹山 斎 青森県危機管理局参事

奥野 直子 青森県危機管理局 防災危機管理課 総括主幹

第3回 青森県原子力政策懇話会 専門家会合席図



青森県原子力政策懇話会 委員名簿

(令和元年 10月 14日現在)

任期：令和元年 10月 14日～令和3年 10月 13日

区分	氏 名	職 名 等	分 野
団体 代表 (7名)	阿保 直延	青森県農業協同組合中央会 会長	
	内村 隆志	日本労働組合総連合会青森県連合会 会長	
	齊藤 勝	青森県医師会 会長	
	長谷川 明	八戸工業大学 学長	
	三津谷 廣明	青森県漁業協同組合連合会 代表理事長	
	向井 麗子	青森県地域婦人団体連合会 会長	
	若井 敬一郎	青森県商工会議所連合会 会長	
有識者 (3名)	田中 正子	(株) 青森入浴ケアサービス 代表取締役	
	平間 恵美	特定非営利活動法人はちのへ未来ネット 代表理事	
	三上 友子	(株) I・M・S 代表取締役	
専門家 (12名)	阿波 稔	八戸工業大学土木建築工学科 教授	建設材料学、維持管理工学
	稻垣 八穂広	九州大学大学院工学研究院 エネルギー量子工 学部門 准教授	原子力工学、核燃料サイク ル工学、放射性廃棄物管理
	占部 逸正	福山大学工学部情報工学科 教授	放射線防護、放射線計測、 原子力防災
	奥村 晃史	広島大学大学院文学研究科 教授	地震地質学
	柿沼 志津子	量子科学技術研究開発機構 量子医学・医療部門 放射線医学総合研究所 副所長	放射線生物学
	木村 浩	特定非営利活動法人パブリック・アウトリー チ 代表理事	リスクコミュニケーション、社会調査
	佐藤 正知	北海道大学 名誉教授	原子力工学(放射性廃棄物 管理、核燃料工学等)
	柴 正敏	弘前大学 名誉教授	地質学、岩石学
	高橋 信	東北大学大学院工学研究科 技術社会システム 専攻兼量子エネルギー工学専攻 教授	原子力学、安全工学、認知 工学
	前田 匡樹	東北大学大学院工学研究科 都市・建築学専攻 教授	建築構造、耐震設計
	三浦 信之	日本原子力研究開発機構 執行役 バックエン ド統括本部長代理	核燃料再処理
	山本 章夫	名古屋大学大学院工学研究科 総合エネルギー 工学専攻エネルギー安全工学講座 教授	原子力工学、核燃料工学、 原子核工学
公募 委員 (3名)	五十嵐 優一	会社員	
	川本 菜穂子	団体職員	
	高橋 公也	自営業	

(敬称略、区分毎に 50 音順)

青森県原子力政策懇話会設置要綱

(趣旨)

第1 県は、国の原子力政策、本県に立地する原子力施設の安全性、地域振興など原子力を巡る様々な課題について幅広い観点に立った意見を聴き、今後の原子力行政に適切に対応するとともに、県民の安全と安心を確保するため、青森県原子力政策懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(構成)

第2 懇話会は、25名程度の委員をもって構成し、座長及び座長代理を置く。

2 座長は、委員の互選により定める。座長代理は、座長が指名する。

3 委員は、専門家及び有識者等とし、知事が委嘱する。

4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

5 委員が欠けたときにおける補欠の委員、又は増員によって就任した委員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(開催)

第3 懇話会は、知事が招集する。

2 懇話会の議事運営は、座長が行う。

3 座長代理は、座長を補佐し、座長が会議に出席できないときは、座長代理が座長の職務を代理する。

4 知事は、必要に応じ一部の委員による会議を開催することができる。

5 知事は、必要に応じ懇話会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(指導・助言)

第4 知事は、原子力施設の安全性に関わる課題等について、必要に応じ委員に指導、助言を求めることができる。

(庶務)

第5 懇話会の庶務は、危機管理局防災危機管理課において処理する。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営等に関し必要な事項は知事が定める。

附 則

この要綱は、平成15年 9月11日から施行する。

この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成17年10月 3日から施行する。

この要綱は、平成20年 9月18日から施行する。

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 元年 7月 1日から施行する。